

第1章 プラン策定の背景と経緯

1 プランの策定の趣旨

太宰府市では、男女の人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、平成15年3月に「太宰府市男女共同参画プラン」（以下「第1次プラン」という。）を策定、平成17年12月に「太宰府市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定し、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進しているところです。第1次プランは、平成20年度に見直しを行い、平成21年度からの4年間を後期推進期間として、本市における男女共同参画社会の形成に向けて、総合的かつ体系的な取り組みを進めてきました。様々な分野での男女の平等感は徐々に高まっていますが、男女共同参画社会の実現には至っていません。男女共同参画社会の実現を目指して、市と市民と事業者等の皆さんとの協働を進めながら一層の取組が必要とされています。

2 男女共同参画をめぐる近年の主な動き

（1）国際的な動き

我が国の男女共同参画は、国連の女性の地位向上に関する運動と連動して進んできました。国連の主な動きは次のとおりです。

平成21年8月、女子差別撤廃条約に基づき、我が国の男女平等に向けた取組に対する女子差別撤廃委員会の最終見解が公表されました。この最終見解で同委員会は、法整備等による男女共同参画の取組を評価する一方で、日本の家庭や社会に深く根付いた性別による固定的役割分担意識について、「女性の人権の行使や享受を妨げる恐れがあるものとして引き続き懸念する」と指摘し、固定的役割分担意識の解消をはじめ、女性に対する暴力の問題への取組、ワーク・ライフ・バランスの推進等の履行を確実なものとするよう勧告しました。

平成22年3月には、第54回国連婦人の地位委員会が「北京+15」（北京で開催された第4回世界女性会議15周年の記念会合）として開催され、「北京宣言」と「行動綱領」の完全実施が必須であること等が確認されました。

また、平成21年11月に、東アジア地域における女性の地位向上と男女共同参画に関する緊密な連携を目指して、第1回女性に関するASEAN+3

会合が開催されたことなどがあげられます。

（２）国内の社会経済情勢の変化

我が国は、人口減少と少子高齢化の進展が同時に進行しています。このような中、労働力人口や消費者数の減少により経済成長力が低下することが懸念されており、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会の構築が重要な課題となっています。

また、未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加など家族形態の変容や、地域社会における人間関係の希薄化に加え、グローバル化の進展、世界規模の経済危機、失業者や非正規労働者の増加等により、経済的困難に加えて、日常生活の困難や地域社会における孤立など社会生活上の困難を含めた「生活困難」を抱える人が増えています。

これまで、女性は妊娠・出産等により就業の中断が生じやすいこと、相対的に低収入の非正規雇用者が多いこと等から、「生活困難」に陥りやすいと言われてきました。しかしながら近年は、男性の非正規雇用が増えてきたこと、一人暮らしの高齢男性が生活上の自立困難や地域で孤立する状況になりやすいこと、家事に不慣れな父子世帯が仕事と家事の両立に悩む等の問題も生じ、男女を問わず「生活困難」に陥るリスクが高まっています。

（３）国の動き

国連を中心とした国際的な動きや社会経済情勢の変化を受け、我が国でも様々な取組が行われてきました。

平成 20 年 4 月に「女性の参画加速プログラム」が策定され、「仕事と生活の調和の実現」、「女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実」、「意識の改革」が基本的方向として掲げられました。政策・方針決定過程への女性の参画促進については、平成 22 年 12 月に策定された第 3 次基本計画で、「2020 年 30%」の目標を社会全体で共有し、官民を挙げて取り組んでいかなければならないと明記されました。

また、人口減少時代における人材確保、多様な人材の活用等の観点から、平成 19 年に、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。同年、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりをさらに進めるため、「次世代育成支援対策推進法」が改正されました。平成 21 年に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」)が改正され、育児休業後の働き方の選択肢の拡大、父親の育児休業取得促進策等が整備されました。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(「DV 防止法」)

については、平成20年の改正で、保護命令の対象の拡充など、被害者支援の充実が図られ、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定（「DV基本計画」）及び配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務とされました。

3 本市の男女共同参画の現状と課題

第1次プランの施策の推進状況や、平成24年度に実施した「太宰府市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）の結果では、改善されている分野もありますが、総合的には取組のさらなる充実が必要な状況となっています。

目標1 男女平等のための意識の改革

「男は仕事、女は家庭」といった性別に基づく固定的役割分担意識や、家庭や職場、社会慣行などにおける男女の地位の不平等感は、改善されつつありますが、なお根強く残っています。

第1次プランにおける 施策目標	第1次プラン策定時 (平成15年度)	第1次プラン 後期基本計画策定時 (平成21年度)	現 状 (平成24年度)
男女の地位について「平等になっている」と感じている男女それぞれの割合を増やす	男女別データなし 全体 29.1% (平成19年度)	女性 17.8% 男性 28.4%	女性 10.0% 男性 18.5%
「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割を固定する考え方を持たない男女それぞれの割合を増やす	女性 51.2% 男性 34.9% (平成13年度)	女性 63.8% 男性 56.7%	女性 47.3% 男性 37.5%

目標2 個人の尊厳の確立

全国的にドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の相談件数の増加から問題が顕在化していることがうかがえます。また、近年、婚姻関係のない交際相手からの暴力（デートDV）も深刻な問題となっています。本市では、県や関係機関との連携強化を図りながら、特に重大な被害や配偶者からの暴力と密接に関連している子どもへの虐待の防止と保護を強化し、配偶者からの暴力を容認しない社会づくりを進め、相談窓口の周知に努める必要があります。

また、生涯を通じた健康支援については、子宮頸がん検診、乳がん検診などの各種検診の受診率は、増加傾向にあるものの低水準で推移しています。性に関する正しい知識の普及が必要であるとともに、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）／エイズなどの性感染症や薬物、喫煙などに関する正しい知識についてもより一層の普及・啓発に努める必要があります。

第1次プランにおける 施策目標	第1次プラン策定時 (平成15年度)	第1次プラン 後期基本計画策定時 (平成21年度)	現 状 (平成24年度)
子宮頸がん検診の 受診率を上げる	14.6%	12.4%	19.6% (平成23年度)
乳がん検診の 受診率を上げる	14.2%	16.2%	19.6% (平成23年度)
健康状態が良好な人の 割合を上げる	データなし	77.0%	80.3%

目標3 男女の職業生活と家庭生活の両立

市民意識調査では約半数の人が職場においては男性が優遇されていると感じているという結果になっています。

保育所への入所待機児童数は減少傾向にありましたが、深刻化した不況の影響等による入所希望者の増加のため、近年、増加に転じています。また、男性の育児休業取得率についても低水準となっています。

全国的に、母子家庭の母の就業環境は依然として厳しく、児童扶養手当の受給者数は増加しています。

第1次プランにおける 施策目標	第1次プラン策定時 (平成15年度)	第1次プラン 後期基本計画策定時 (平成21年度)	現 状 (平成24年度)
職場における男女の地位が「平等になっている」と感じている割合を増やす	女性 6.5% 男性 10.7% (平成13年度)	データなし	女性 15.3% 男性 18.2%
認可保育所の定員拡大	750人 (平成17年度)	780人 (平成20年度)	978人
高齢者が要支援・要介護となることを予防する(要介護認定率を減らす)	17.1% (平成18年度)	14.8%	15.2% (平成23年度)
市の男性職員の育児休業取得率を上げる	データなし	11.1%	10.0%

目標4 あらゆる領域への男女共同参画

審議会や委員会の女性委員の割合は、第1次プランの策定時と比較すると増加しているものの、近年、伸び悩みが見られます。

また、女性委員のいない審議会等も依然として残っています。

第1次プランにおける 施策目標	第1次プラン策定時 (平成15年度)	第1次プラン 後期基本計画策定時 (平成21年度)	現 状 (平成24年度)
審議会等における女性 委員の登用率を増やす	23.9%	26.5%	25.1%
市の管理職における 女性の割合を増やす	2.6% (平成15年度)	3.4% (平成20年度)	11.4%